

# 関東支部第 10 回提案競技

## 「美しくまちをつくる、むらをつくる」

**主催** 日本建築学会関東支部

**共催** 墨田区、墨田区教育委員会

**後援** 東京建築士会、東京都建築士事務所協会

**主旨** 「美しい」「美しく」とは？ - 「人に対して魅力的である」ということ、人を惹きつける、行ってみたいくなる、そこに居たくなる、住みたくなるような所。単に何となくきれいである、というのではなく、きれいであって、健康で、活気がある、または気持ちや和む、落ち着くなど、さまざまな要素をもたなければならない。」

美しい環境・景観は与えられるものではない。市民・住民の不断の努力によって作り上げられたものである。「美しくまちをつくる、むらをつくる」というテーマは、市民の側に主体的に美しいまち・むらをつくらうという意識をもってもらいたいという意味を込めている。市民にそのような意識を持ってもらうためには、デザインによってまちやむらはどのように美しくつくられるかが示されなければならない。これを示し得るのは、建築・都市デザイナー、建築家、建築士などデザインの専門家、およびそれを目指す学生諸君であろう。さらにこのような意識を子どものときから育てるために、子どもたちにもこのイベントに参加してもらい、美しいまちづくりを考える楽しさを味わってもらいたい。

本提案競技は、以上の主旨のように、デザインの持つ力、重要性を社会に対して示す場を設けようとするもので、建築・都市デザイナー、建築家、建築士、学生を対象にした美しいまちづくり・むらづくりのデザインコンペティションおよび、一般を対象とした写真コンクール、小学生を対象にした美しいまちなみ絵画コンクールを内容とした、関東支部継続事業の第 10 回である。ふるって参加をお願いしたい。

### 応募規定:まちづくり提案の部

#### 課題「美しくまちをつくる、むらをつくる」

魅力的なまちづくり、むらづくりの計画案を提出してください。

必ずしも提案の実現性にこだわりませんが、今後の墨田区のまちづくりに参考になるような説得力のある提案を望みます。

#### 対象地の概要とテーマ

##### 1) 墨田区の概要

墨田区は江戸時代から受け継がれた歴史や文化に加え、隅田川をはじめ橋と河川が織りなす開放感のある水辺空間にも恵まれ、ものづくりの職人技が息づく下町人情のあふれるまちです。2011 年にここ墨田区のほぼ中央、押上・業平橋駅周辺地区に「新タワー」が建設されることとなり、墨田区は「新しいタワーのあるまち」にかわりつつあります。国内外からも多くの人々が訪れる国際観光都市に変貌して行く中であって、墨田区は今後の将来都市像を示すまちづくりとしてのランドデザインを定めたところです。国際都市東京の一翼を担う

ことにもつながるため、人々が憩い集う、楽しく美しい都市環境づくりは墨田区自身から発信していく必要があります。したがって、かけがえのないこの新タワーを今後の都市資産として継承していくためにも、夢と活力のあるまちづくり、むらづくりが求められていることは言うまでもありません。

墨田区役所の HP アドレス <http://www.city.sumida.lg.jp/>

### 2) テーマ:「住んでみたい 行ってみたい まちづくり」

今回、第 10 回目を迎えるこの提案競技の対象地は、新タワーの建つ墨田区押上・業平橋駅周辺といたします。しかし、対象候補地区の選定はあえていたしません。この新タワーが今後建つことは、墨田区はもとより周辺区、ひいては東京全体に影響を及ぼすこととなります。墨田区は今後どの様になるのか。即ちどの様になることが望ましいのか。この地区を仮に「新しいタワーと歴史と文化が息づく下町文化創成拠点」として位置付けたならば、どのような整備・開発方針が求められるのか、提案者自身が具体的な地区を設定して新しい墨田区の将来像をデザインしてください。こうした状況を踏まえたまちづくりの提案を求めます。よって、個別の提案や、いくつかの地区にまたがる提案でも構いません。計画範囲は自由に設定してください。多くの人々がそこに住んでみたいと感じるような、そしてそこへ行ってみたいと思うような、景観的にも美しいまちづくりの提案を期待いたします。

**要求図面等** A1 版用紙 (591×841mm) 2 枚以内に提案

**応募資格** 特になし (会員外でも可能)

**応募登録** 応募登録用紙に必要事項を記入し、登録料を払い込む (会員: 2,000 円、会員外: 3,000 円)

**作品提出** 郵送または宅配便により、日本建築学会関東支部に、9 月 12 日 (金) までに送付してください (消印有効)。応募登録申込書に必要事項を記入し、封筒に密封して作品の裏にはがせるように貼り付けてください。作品中には、作成者が推測できるマークを表示しないでください。

### 全体スケジュール

- ・応募登録受付: 2008 年 7 月 7 日 (月) ~ 9 月 5 日 (金)
- ・現地説明会: 2008 年 7 月 19 日 (土) (墨田区役所前 12:30 集合 現地説明会 + 周辺地区見学、その後第 12 回リレー・シンポジウムを開催します)

- ・応募作品受付: 2008 年 9 月 8 日 (月) ~ 12 日 (金)
- ・入賞者発表: 2008 年 10 月下旬頃
- ・表彰式: 2008 年 11 月 15 日 (土)
- ・入賞作品展示会: 2008 年 11 月 10 日 (月) ~ 15 日 (土)

### 審査委員会

- ・審査委員長: 根上彰生 (日本大学理工学部建築学科教授)
- ・審査委員: 日本建築学会関東支部長
- ・審査委員: 椎原晶子 (東京芸術大学大学院美術研究科非常勤講師)
- ・審査委員: 渡会順久 (墨田区 都市計画部長)
- ・審査委員: 七岡 剛 (東京都建築士事務所協会会員)
- ・審査委員: 熊谷恵二 (墨田区商店街連合会会長)

### 賞

- ・最優秀賞: 1 点 (賞状、副賞 30 万円)
- ・優秀賞: 3 点 (賞状、副賞 5 万円)
- ・墨田区長賞: 2 点 (賞状、記念品)

**著作権** 応募作品に関する著作権は各応募者に帰属しますが、主催者・共催者は本提案競技の趣旨に照らして、応募作品の公表等をする権利を使用することができるものとする。

**作品の返却** 返却を希望する方は、支部事務局までお越し下さい。なお、表彰式より3ヶ月を経過したものは処分いたします。

応募登録・作品提出・問合せ

日本建築学会関東支部

〒108-8414 東京都港区芝5-26-20

TEL03-3456-2050 FAX03-3456-2058

**応募規定:写真/絵画コンクールの部**

1)は写真コンクールの部、2)は絵画コンクールの部

**課題**

(仮)「住みたいまち 行きたいまち ”すみだ”区」

1)「墨田区の魅力と美しさ」写真コンクール

墨田区の歴史、文化、行事、自然など、暮らしのなかで目に触れた美しい風景や街並みなどの写真を撮影してください。

2)「私達が暮らす墨田区 - こんなまちに住みたいな」絵画コンクール

将来あなたが住んでみたい、理想の墨田区を自由に描いてください。

**提出作品**

1)四切1枚。\*「デジタル」の場合「銀塩出力」のこと。インクジェットプリンタ出力は付加。

2)四ツ切画用紙1枚

**応募資格**

1)特になし

2)墨田区の小学校に通う児童・生徒

**応募登録**

1)、2)必要なし

**作品の提出方法**

1)提出先:墨田区役所 都市整備部 拠点整備課

2)提出先:学校を通して墨田区教育委員会

**全体スケジュール**

・現地説明会:2008年7月19日(土)(支部会員の部と同じ)

・応募作品受付:2008年9月8日(月)~12日(金)

・入賞者の発表:2008年10月下旬頃

・表彰式:2008年11月15日(土)

・入賞作品展示:2008年11月10日(月)~15日(土)

**審査委員会**

地元美術関係者、教育関係者など。

**賞**

1)写真コンクールの部

・優秀賞:3点(賞状、1万円の図書券)

・墨田区長賞:2点(賞状、5千円の図書券)

・入選:5点(賞状、3千円の図書券)

2)絵画コンクールの部

・優秀賞:2点(賞状、5千円の図書券)

・墨田区長賞:2点(賞状、3千円の図書券)

・墨田区教育長賞:2点(賞状、2千円の図書券)

・入選:20点(賞状、1千円の図書券)

**著作権** 応募作品に関する著作権は各応募者に帰属しますが、主催者・共催者は、応募作品の公表等をする権利を使用することができるものとします。

**作品の返却** 返却を希望する場合は、墨田区都市整備部都市整備課までお越しください。なお、表彰式より3ヶ月を経過したものは処分いたします。

申込み・問合せ 墨田区都市整備部都市整備課  
〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号  
TEL03-5608-1111(代表)

.....切り取り線.....

**[関東支部]提案競技「美しくまちをつくる、むらをつくる」応募登録申込書**

代表者	フリガナ		種別	会員 会員外	自宅	〒
	氏名		会員番号	No,		TEL
	所属(勤務先・部課・学校・学部学科)					勤務先
共同制作者	フリガナ				自宅	〒
	氏名					TEL
	所属(勤務先・部課・学校・学部学科)					勤務先
メールアドレス						TEL

・共同制作者が複数の場合は別紙に記入してください。